

要介護認定適正化事業

平成22年8月

老健局老人保健課(宇都宮啓課長) [主担当]

1. 施策体系上の位置づけ

評価対象事業は下図の網掛け部分に位置付けられる。

基本目標Ⅸ 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること			
施策大目標 分野	1	2	3
	老後の所得保障 (年金)	高齢者雇用	健康・生きがいづくり、介護保険

施策中目標	
1	高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいづくり及び社会参加を推進すること
2	介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること

施策小目標	
1	介護保険制度の適切な運営を図ること
2	必要な介護サービス量及び質を確保すること
3	認知症高齢者支援対策を推進すること

2. 現状・問題分析

(1) 事前評価実施時における現状・問題分析（平成18年度）

①現状分析

介護保険制度は、平成12年4月から実施されているところであるが、制度創設当初と平成17年4月時点とを比較すると、65歳以上の被保険者数は2,165万人から2,516万人に、要介護認定者数は218万人から411万人に、総費用は3.6兆円から6.8兆円（平成17年度予算ベース）に増加している。このように、介護保険制度は国民に定着してきているといえるが、一方で、給付の前提となる要介護認定を含め、その適正な運営に努めていく必要がある。

②問題点

認定調査や介護認定審査会における審査判定など、介護保険制度における要介護認定については、全国一律の基準に基づき、客観的かつ公平・公正に行われるべきところであるが、各保
険者における要介護認定の状況については、地域格差が生じている等の指摘を受けている。

③問題分析

各保険者間の平準化を図る研修の開催や審査判定等に係るマニュアル等の配布に加えて、認定調査及び介護認定審査会の運営現場において、要介護認定の適正化に係る技術的助言が行われる必要がある。

④事業の必要性

介護保険制度における要介護認定は、給付の前提となるものであり、本事業の実施により、全国一律の基準に基づく客観的かつ公平・公正な審査判定を徹底し、要介護認定の適正化を推進することで、給付費の増加がみられる現状においても、制度の信頼性を高めつつ、その持続可能性を担保することが可能となる。

(2) 事後評価実施時（現状）における現状・問題分析

①現状分析

介護保険制度は、平成12年4月から実施されているところであるが、制度創設当初と平成21年12月時点とを比較すると、65歳以上の被保険者数は2,165万人から2,877万人に、要介護認定者数は218万人から480万人に、総費用は3.6兆円から7.7兆円（平成21年度予算ベース）に増加している。このように、介護保険制度は国民に、より一層定着してきているといえる。また、平成21年度には、要介護認定方法の見直しを行ったことから、今後も引き続き、介護サービスの必要量を定める要介護認定を含め、その適正な運営に努めていく必要がある。

②問題点

介護保険は、介護サービス利用に関する国民の権利を普遍的に保障する全国的な制度であり、要介護認定は全国どこで申請しても統一された基準に基づいて審査されることが基本原則となっている。しかし、各自治体における要介護認定の実態をみると、自治体によっては、要介護認定のプロセス、とりわけ介護認定審査会において「介護の手に係る審査判定」や「状態の維持・改善可能性にかかる審査判定」など独自の運用方法を設定したり、勘案すべきでない項目を勘案している場合が一定程度あるといった問題がある。

③問題分析

このような状況を踏まえ、本事業では引き続き、厚生労働省が各自治体の介護認定審査会に対してより適正な審査を行うための情報提供及び技術的助言を行い、これらを全国の自治体に広く普及することにより、要介護認定の地域差を是正することが可能になる。

④事業の必要性

介護保険制度における要介護認定は、個々の利用者の状態に応じたサービスの必要量を決定するために実施している。そのため、全国一律の基準に基づき、統一的な判定がなされることが必要である。本事業は、要介護認定において最終的な判定を行う機能を有する認定審査会に対する技術的助言を行うものであり、こうした取組により、全国一律の要介護認定を実現している。従って、引き続き、本事業を実施することにより、審査会の機能強化を図り、要介護認定の適正化を推進することが必要である。

(現状・問題分析に関連する指標)

		H17	H18	H19	H20	H21
1	要介護認定に係る一次判定から二次判定における軽重度変更率の地域差	—	18.9%	20.4%	19.2%	集計中
(調査名・資料出所、備考等) 要介護認定等に係る認定調査結果等報告（老健局老人保健課調べ） 平成21年度の数値については、平成22年9月頃公表予定						

3. 事業の内容

(1) 実施主体

厚生労働省（ただし、事業の一部を、事業実施を適切に行うことができると認められる団体に委託することができる。）

(2) 概要

厚生労働省が各自治体からの要請に応じ介護認定審査会を訪問し、審査における基本的な考え方や判定手順などについて技術的助言を行い、その結果を取りまとめて全国の自治体に対して情報提供を行う。さらに、平成22年度は、これまで得られた知見等をもとに、要介護認定にかかる業務改善のための研修材料等を開発し、各自治体への普及を目的とした研修会を実施することとしている。

(3) 目標

要介護認定に係る一次判定から二次判定における軽重度変更率の地域差を縮小する。

(4) 予算

会計区分：一般会計

平成23年度予算要求：171百万円

要介護認定適正化事業全体に係る予算の推移：

H19	H20	H21	H22	H23
192百万円	175百万円	174百万円	171百万円	

4. 事前評価の概要（必要性、有効性、効率性）

(1) 必要性の評価

介護保険制度における要介護認定は、給付の前提となるものである。本事業の実施により、全国一律の基準に基づく客観的かつ公平・公正な審査判定を徹底し、要介護認定の適正化を推進することは、一定の公益性がある。また、本事業は、各保険者における要介護認定の状況に係る地域格差を是正するものであり、国として実施する必要がある。

(2) 有効性の評価

本事業の実施により、各保険者における要介護認定の状況に係る地域格差が是正され、要介護認定の適正化が推進されることで、介護保険制度の信頼性を高めつつ、その持続可能性を担保することが可能となる。

(3) 効率性の評価

本事業は、介護保険制度における国及び保険者（市町村）の適切な役割分担の下で、要介護認定等に精通した者（認定適正化専門員）の派遣等を通じた技術的助言により、要介護認定の適正化を推進するものであり、効率的で適正な手段である。また、介護保険制度における要介護認定は、給付の前提となるものである。本事業の実施により、要介護認定の適正化が推進されることで、介護保険制度の信頼性を高めつつ、その持続可能性を担保することが可能となることから、費用面においても適正な手段である。

5. 事後評価の内容（必要性、有効性、効率性）

（1）有効性の評価

①政策効果が発現する仕組み（投入→活動→結果→成果）

- ①対象となる自治体の選定
- ②自治体への訪問、介護認定審査会における審査の基本的な考え方、判定基準などの技術的助言の実施
- ③対象自治体における要介護認定の適正化
- ④事業の検証及び全国の自治体への情報提供、研修会の開催
- ⑤全国の要介護認定の適正化

②有効性の評価

本事業を開始した平成19年度の軽重度変更率の地域差が20.4%であったのに対し、翌年度の平成20年度には19.2%と、前年度より1.2ポイント小さくなっており、各自治体における要介護認定の状況に係る地域差が是正されている。

③事後評価において特に留意が必要な事項

特になし。

（2）効率性の評価

①効率性の評価

各地域の介護認定審査会に対して、より適正な審査を行うための情報提供及び技術的助言を行い、これらを全国の自治体に広く情報提供している。さらに今年度は、これまでに得られた知見等をもとに、各地域の介護認定審査会が自律的に適正化を推進するための研修材料等を作成・提供することとしている。取組を通じ、事業の対象でない自治体の介護認定審査会においても、要介護認定の適正化が期待されるため、効率性は高い。

②事後評価において特に留意が必要な事項

特になし。

（3）その他（公平性、優先性等評価すべき視点があれば記載）

本事業において、要介護認定の適正化を図ることにより、介護保険サービスの公平な配分に資する。

（4）政策等への反映の方向性

各自治体における要介護認定の状況に係る地域差は改善しているものの、今後も引き続き本事業により要介護認定の適正化を図っていく必要があることから、平成23年度予算要求において、所要の予算を要求する。

なお、審査における基本的な考え方や判定手順などを広く普及させるために、本事業の実施によりこれまで得られた知見を元に、今年度は、研修材料等を開発することとしている。

6. 評価指標等

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトプット指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	要介護認定に係る一次判定から二次判定における軽重度変更率の地域差	—	18.9%	20.4%	19.2%	集計中
達成率		—	—	-1.5p	1.2p	集計中
【調査名・資料出所、備考等】 要介護認定等に係る認定調査結果等報告（老健局老人保健課調べ） 平成21年度の数値については、平成22年9月頃公表予定 達成率は、要介護認定に係る一次判定から二次判定における軽重度変更率の地域差の縮小率（地域差を縮小／毎年度）						

7. 特記事項

（1）国会による決議等（総理答弁及び附帯決議等含む）の該当

① 有・無

② 具体的記載

（2）各種計画等政府決定等の該当

① 有・無

② 具体的記載

（3）審議会の指摘

① 有・無

② 具体的内容

(4) 研究会の有無

① 有・

② 研究会において具体的に指摘された主な内容

(5) 総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の該当

① 有・

② 具体的状況

(6) 会計検査院による指摘

① 有・

② 具体的内容

(7) その他
